

処分事案

教職員の処分について

豊中市教育委員会は、豊中市立小学校教員が児童に対して行った体罰について、令和8年（2026年）4月3日付で、次のとおり懲戒処分を行いました。

記

1 処分対象者及び処分の種類・程度

〈当事者〉

豊中市立小学校教諭（男性・44歳）・戒告

〈管理監督者〉

豊中市立小学校校長（57歳）・嚴重注意（口頭）

2 処分事由等

令和8年（2026年）3月11日（水）2限後の休憩時間に当該教諭が廊下で児童を指導中、教諭の背面にぶつかってきた別の児童Aの脚を、振り向きざまに右膝で蹴った。その後、指導の場を通り抜けようとした別の児童Bに対しても、背中あたりを右膝で蹴った。

これら一連の行為が下記に該当するため。

・地方公務員法第29条（懲戒）

第1項

「職員が次の各号の一に該当する場合には、これに対し懲戒処分として戒告、減給、停職又は免職の処分をすることができる。」

・第1号「この法律若しくは第57条に規定する特例を定めた法律又はこれに基く条例、地方公共団体の規則若しくは地方公共団体の機関の定める規程に違反した場合」

・第3号「全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合」

3 違反法令

・地方公務員法第33条（信用失墜行為の禁止）

「職員は、その職の信用を傷つけ、又は職員の職全体の不名誉となるような行為をしてはならない。」